

## 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p><b>II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>II—2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>II—2—3 利用者に関する情報管理態勢</b></p> <p>利用者に関する情報の適切な取扱いについては、内閣府令第44条及び第45条の規定に加え、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な措置が確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。以上を踏まえ、前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意す</p>	<p><b>II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>II—2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>II—2—3 利用者に関する情報管理態勢</b></p> <p>利用者に関する情報の適切な取扱いについては、内閣府令第44条及び第45条の規定に加え、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、<u>個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)</u>及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な措置が確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。以上を踏まえ、前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意す</p>

## 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>るものとする。</p> <p><b>II-2-3-1 主な着眼点</b></p> <p>(1) 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の第三者への伝達については、上記の法令、<u>保護法ガイドライン</u>、<u>実務指針</u>の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である利用者に関する情報については、内閣府令第44条の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ. <u>保護法ガイドライン</u>第10条の規定に基づく措置</p> <p>ロ. <u>実務指針 I</u> 及び別添2の規定に基づく措置</p> <p>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>ハ. <u>保護法ガイドライン</u>第11条の規定に基づく措置</p>	<p>るものとする。</p> <p><b>II-2-3-1 主な着眼点</b></p> <p>(1) 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の第三者への伝達については、上記の法令、<u>保護法ガイドライン</u>、<u>金融分野ガイドライン</u>、<u>実務指針</u>の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である利用者に関する情報については、内閣府令第44条の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ. <u>金融分野ガイドライン</u>第8条の規定に基づく措置</p> <p>ロ. <u>実務指針 I</u> 及び別添2の規定に基づく措置</p> <p>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>ハ. <u>金融分野ガイドライン</u>第9条の規定に基づく措置</p>

## 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置</p> <p>② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、<u>保護法ガイドライン第6条第1項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>（注）その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>イ. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>ロ. 民族に関する情報</p> <p>ハ. 性生活に関する情報</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>③ 個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、<u>保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u>が講じられているか。</p> <p>④ （略）</p>	<p>ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置</p> <p>② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、<u>金融分野ガイドライン第5条第1項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>（注）その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>イ. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>ロ. 民族に関する情報</p> <p>ハ. 性生活に関する情報</p> <p><u>ニ. 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</u></p> <p><u>ホ. 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</u></p> <p><u>ヘ. 犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p><u>ト. 社会的身分に関する情報</u></p> <p>③ 個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、<u>金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u>が講じられているか。</p> <p>④ （略）</p>
<p>Ⅱ－２－３－２ 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項等によって把握された前払式支払手段発行者の利</p>	<p>Ⅱ－２－３－２ 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項等によって把握された前払式支払手段発行者の利</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後												
<p>用者に関する情報管理態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-3による。)</p> <p>(注) 個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、<u>金融庁において、個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第三者型発行者登録審査事務チェックリスト (この章の規定を遵守するために必要な体制)</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="94 1209 1093 1380"> <thead> <tr> <th>適否</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの (内閣府令第 16 条第 8 号) など</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者に関する情報管理態勢 (Ⅱ-2-3)</p>	適否	審査内容		前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの (内閣府令第 16 条第 8 号) など	(略)	(略)	<p>用者に関する情報管理態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-3による。)</p> <p>(注) 個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、<u>個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第三者型発行者登録審査事務チェックリスト (この章の規定を遵守するために必要な体制)</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1128 1209 2128 1380"> <thead> <tr> <th>適否</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの (内閣府令第 16 条第 8 号) など</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者に関する情報管理態勢 (Ⅱ-2-3)</p>	適否	審査内容		前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの (内閣府令第 16 条第 8 号) など	(略)	(略)
適否	審査内容												
	前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの (内閣府令第 16 条第 8 号) など												
(略)	(略)												
適否	審査内容												
	前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの (内閣府令第 16 条第 8 号) など												
(略)	(略)												

## 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係) (本文) (新旧対照表)

現行		改正後	
(略)	(略)	(略)	(略)
□	個人である利用者に関する情報については、内閣府令第44条に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置 ロ. 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置 (従業員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置 ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置	□	個人である利用者に関する情報については、内閣府令第44条に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. 金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置 ロ. 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置 (従業員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. 金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置 ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置
□	個人である利用者のセンシティブ情報を保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。	□	個人である利用者のセンシティブ情報を金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。
□	個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、消失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が定められているか。	□	個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、消失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が定められているか。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)